

Land Disputes on a South Pacific Island in the Colonial Era(1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 馬場, 優子 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/5721

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



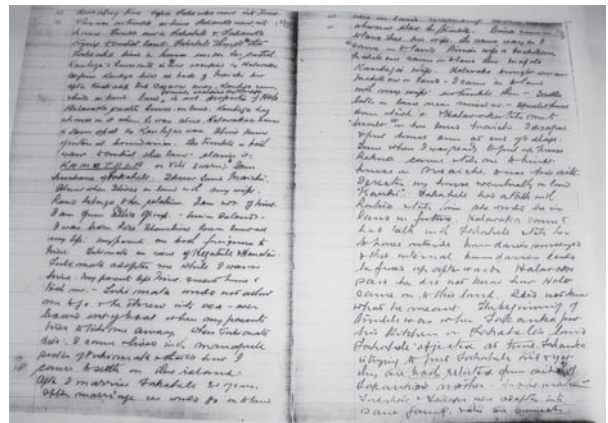
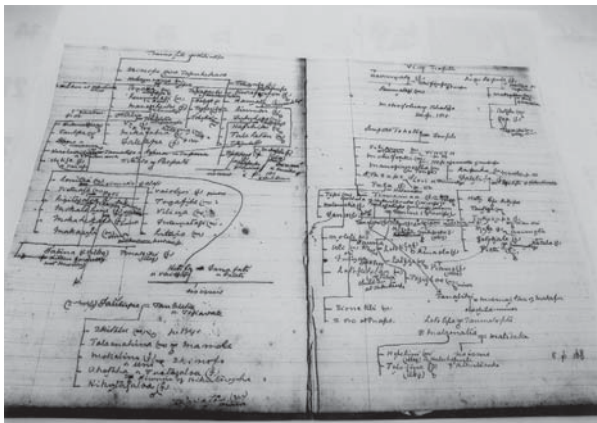
コロニアル期西ポリネシア島嶼社会の土地紛争

—— 土地法廷議事録に基づいて —— (1)

馬場優子

1. はじめに

南太平洋島嶼社会の慣習的土地保有制度は親族組織と不可分に結びついている。双系出自制, 双処居住制, 重層的land保有集団としての出自集団による土地総有制その他の社会制度により, 集団の人口増減に対応して使用権に柔軟性のある弾力的な土地と人間の結びつきが特徴的な土地制度であった。柔軟性に富むということは安定性の欠如に相通じ, 土地紛争は頻発した。慣習的土地制度の下ではそれらを物理的争闘によって解決したが, ヨーロッパ人による植民地化過程においては土地法廷が設置されて紛争解決機関となった。そして個々の紛争解決を通して当該土地所有権の明確化が行われ, 自由保有地として文書記録に残すという近代的手続きが施行されるなかで慣習的土地制度が変容を遂げてきた。その過程で人々は土地の配分に対してどのような行動をとったか, 紛争の状況, 原因・理由は何か, それを植民地政府はどのように処理し, それに対して人々はどうか対処したか。こうした問題を西ポリネシアのニウエ島の土地法廷記録 (Niue Land Court Minute Books) を資料として考察する⁽¹⁾。



Niue Land Court Minute Books の一部

2. プレ・コロニアル期の土地制度

ニウエ島の慣習的土地保有制度は全体としてポリネシアの他の島嶼社会のそれと同様である。その特徴をあげてみる。

第一に土地に対する権利はリネージによる集団保有である。ただし一親族集団が一地域に対して全体として権利を持つわけではない。集団そのものが入れ子構造的に編成され、その様々なレベルでそれに対応するレベルの土地に対する権利と結びついている。

ニウエ島ではその出自集団をいかなるレベルでも *magafaoa* という単一の言葉で表す。英語では 'family' をあてているが厳密に対応する言葉ではない。*magafaoa* は祖先を共通にする人々から構成される双系的集団だが、一つの出自集団の枠を決定する共祖 (*tupuna*) は時間と状況に応じて変化する。一般に世代が下り、子孫が増加すると *tupuna* も下降させて複数の下位分節に分かれる。彼ら自身、このようなリネージ関係を樹木との類推から〈'family tree' の枝分かれ〉と表現している。通常は2世代から5世代くらい遡った祖先を *tupuna* とし、そこから双系的に出自した人々から成るネットワークで、これが最小の土地保有単位である。しかしこれは純粋に血縁関係のみに基づいた生物学的集団とはいえない。なぜなら、出生によって加入し、死亡によって脱退するのみならず、養出、養入、結婚、居住地や耕作地の移動等の条件によって随時、変化を遂げるからである。

しかも *magafaoa* の成員は全員が同等の権利を持つわけではなく、権限、義務、影響力、発言権などが年齢、長幼、親疎、土地使用実績などにより異なる。リネージ・チーフ (*pule*) は男だが一般に性にかかわらず年長者の発言が重視される。また *magafaoa* の成員としての規範にかなった親族行動に基づいた人間関係を築いているかどうかにも評価される。土地使用実績は居住のみならず開墾・耕作・手入れ等農地としての利用という点からも判断される。すなわち労働によって当該地に働きかけることがその土地の権利を得るにふさわしい条件と考えられるのである。

そのようにして得た土地区画に対する権利は当該個人の双系的な直系子孫に継承されるかまたは数世代遡った *tupuna* の双系的な子孫に継承される。当該個人は本人のリネージ内から養子を迎えて彼(女)にその土地片使用権を譲ることもできる。

しかし婚入してきた配偶者(一般に他のリネージの者)は本人が帰属するリネージの土地への潜在的な権利は生涯、喪失しないが、婚入先のリネージの土地に関しては居住権と使用権のみが許される。しかもそれらは配偶相手の生存中に限定され、彼(女)の死後は即刻、立ち退かねばならない。ただし生まれた子どもは当該地のリネージ成員であるから土地権は持ち続ける。

以上のような出自集団の成員として生来、与えられた土地権の他に贈られた土地もある。厚意から、厚意へのお返しとして、等々さまざまな理由付けがなされるが、この種の土地権は一代限りの使用権であり子孫が継承できるものではない。

こうした土地権の種類、その *tupuna* の名前、土地の境界等々土地にかかわる知識は親ないし親世代の親族が子に生前から教え込んでおく。そうした知識の豊かな者の発言や行為は尊重される。

以上のように当島の慣習的土地制度の下では重層化された出自集団に対応して土地権も重層化されている。換言すれば、一区画の土地を焦点としてそこから幾層もの集団が共通の祖先、あるいは他の何らかの権利との関係によって放射状に拡大しているともいえる。最大レベルでは部族が部族全体の土地を防衛する義務・権利を担い、中間レベルの出自集団はより生産力の高い土地や水源のある地域の、最小レベルの出自集団はブッシュ、果実のなる樹木、動植物資源に関する権利と防衛義務をになうなど各レベルにおける権利・義務はさまざまである⁽²⁾。

しかしこうした権利の本質は社会的、政治的関係次第で変化する流動性が慣習法上の原則であるから柔軟性に富んでいる。反面、安定性を欠くという側面もある。植民地政府は安定した所有関係に基づいた島の経済的発展を目指し、土地への労働力および資本の投下を増大させることを企図した。そのためには土地制度の改革が必要であった。

3. 植民地政府による土地制度の近代化

伝来の土地制度の柔軟性に歯止めをかけるために植民地政府は次の3点を改革の重点とした³⁾。

- 1) 土地権のレベル数の減少化
- 2) 土地権の明確な規定
- 3) 社会関係に基づいた土地権に代わって法と登録による土地権の設定

すなわち状況の変化に対応する柔軟な土地と人間との関係ではなく、固定した関係を土地制度の根幹に据えることによって土地の権利関係に秩序をもたせることを目的とした。しかしこれは現実にはこの社会に適合した制度とはなりえなかったし、また生産力の増強についても目的を達することはできなかった。

ニウエ島は1900年に英国の保護領となり、翌年ニュージーランド領として併合されるや、その翌年の1902年には「クックおよびその他の諸島法」(The Cook & Other Islands Act)の導入により法制度上は同法の適用地域となった。この法の下で土地の自由保有権が認められるようになった。土地測量および境界線設定を実施し、それに基づいて自由保有権が設定されたが、売買や贈与は禁じられた。慣習的土地制度の過度の柔軟性が過度の硬直性に置き換わったとみてよい。しかも所有権の継承は双系的出自制度に基づいて子の全員に平等に権利があるものとしたため、“出生”という単一の条件で土地権の獲得が可能となった(ただし養出子、養入子を含む)。立法者は個人の土地権の明確化と土地権保有者間の公平化を確保することにより土地制度の近代化を企図したわけだが、一方で土地権の断片化をもたらし、土地活用効率の低下を招くことになった。

しかしながらニウエ島では、幸か不幸か、この法制度の下にあっても実施に要する人材不足のために自由保有権が登録された土地はキリスト教教会関係用地と植民地政府関係用地をのぞけばきわめて少なく、ほとんど慣習法によって土地保有は行われ続けた。

1902年の法によりニウエ島にも土地に関する紛争の審議および判決を行う土地法廷が設置されたが、1941年にMcCarthy判事が赴任して来るまであまり有効に機能することはなかった。一方、道路の開削や自転車など乗り物の導入により村落間の接触・交流が増すにつれ村外婚が増え、村内のみならず他村との間の紛争も生じたが、駐在弁務官が土地法廷で彼らの能力の範囲内で非公式にまた記録保存もせずに裁定した。

McCarthyは赴任後、ニウエ島の土地調査および登録に着手したが、第二次世界大戦勃発のため、ほとんど実施されないまま帰国することになる。その後、1953年に駐在弁務官McEwenが赴任して来るまでニウエの土地問題は如何なる進展も見なかった。

McCarthyは、しかしながら、赴任した1941年に、1902年の「クック諸島法」導入以来、いくつかの未解決状態にあった土地紛争を土地法廷にて審議し、自由保有地として記録している。次章ではその中でも解決に困難をともなったケースを紹介する。これらの事例は首都ALF村でのケースにかたよっている。島では依然として慣習法に基づいた土地保有制度がとられていたが、貨幣経済の導入および植民地政府やキリスト教教会による公共建造物の建設が始まり、土地の市場価値に対する認識を得る機会の多かった首都圏地域では土地権を明確に確保しようとする動機づけが強く働き、それにともなう紛争が他村より多発したことはいうまでもない。これらの事例にはコロニアル期において土地をめぐる慣習法と植民地法の間で揺れる人々の意識と行動およびヨーロッパ人

判事による慣習法への誤った解釈を見ることができる。

4. 1941 年土地法廷議事録より

1) ALF 村 OPH 地区の事例

ここは海岸沿いの土地であり、海崖の下にはカヌーの船着き場がある。漁撈のみならず、海水を大量に利用して作る *pia* 製造のためにも古来より給水地として価値ある地域であった。この 1 エーカーほどの土地をめぐって 1941 年 9 月に起きたこの土地の開祖の子孫、その一族から土地を贈られた者、彼らから土地の利用権を得た者、その妻の連れ子、各々の子孫たちによる四者のもつれ合った係争である。

ヒアリングにおいて申立人 *j* は曾祖母 *a* を *tupuna* としてこの地区全体の所有権を主張した。Y が久しくこの地区に居住して土地を利用しているが、それは *j* の曾祖母 *a* が Y の「祖先」C にココヤシを植える畑として一代限りの使用を許しただけであり、所有を認めたわけではない。従って Y はこの土地に所有権はない、という。

開祖の子孫を名乗る *o* は、曾祖父 *l* を *tupuna* とするこの土地を祖父 *m* が *j* の曾祖母 *a* へ贈ったものだという。

これに対して異議申立人 Y は、この土地は彼の *tupuna* である K の父 E の土地であったと言う。E の子孫の K, O, X, Y は長い年月この地区に住み、土地を利用していることを強調した。W もこの土地に住んだことはないが E の子孫として所有権があると主張。Y の弟 Z も居住地はここではないが、40 年来この土地を使っているとして権利を主張した。

そこに登場した開祖の血縁上の子孫であるという高齢の *q* (70 歳) は、各 *magafaoa* の *tupuna* をさらにさかのぼって相互の関係を語った。OPH 地区の開祖は *l* や *m* よりさかのぼる *k* である。この地区の西側の崖の下方に巨岩の間にできた水たまりがあり、昔から飲み水を得る貴重な場所であった。*k* は *a* にこの地区を贈ったのである。したがってこの地は *j* が権利を持つという。

Q は *m* の子孫の一人だが、A に連なる N の登録養子となったので、養父の持ち分への権利があると主張する。この土地は申立人 *j* の一族のものではなく、養父 N の先祖 A から由来するものである。A はキリスト教の伝来以前から首長や戦士を多く輩出した *magafaoa* の者で、この地域一帯を配下に治めていた。Q は N を通して A を *tupuna* としてこの OPH 地区の権利を主張する。Q が N から受け継いだ土地は G の兄 C が占拠し、所有していた土地である。それを Y が占拠し権利を主張しているが、彼にはその権利はない。C が使っていた土地は *j* の祖先にココヤシを植えるための用地として貸与したものだ。従って *j* の祖先は土地使用はできたが、所有はしていなかった、という。

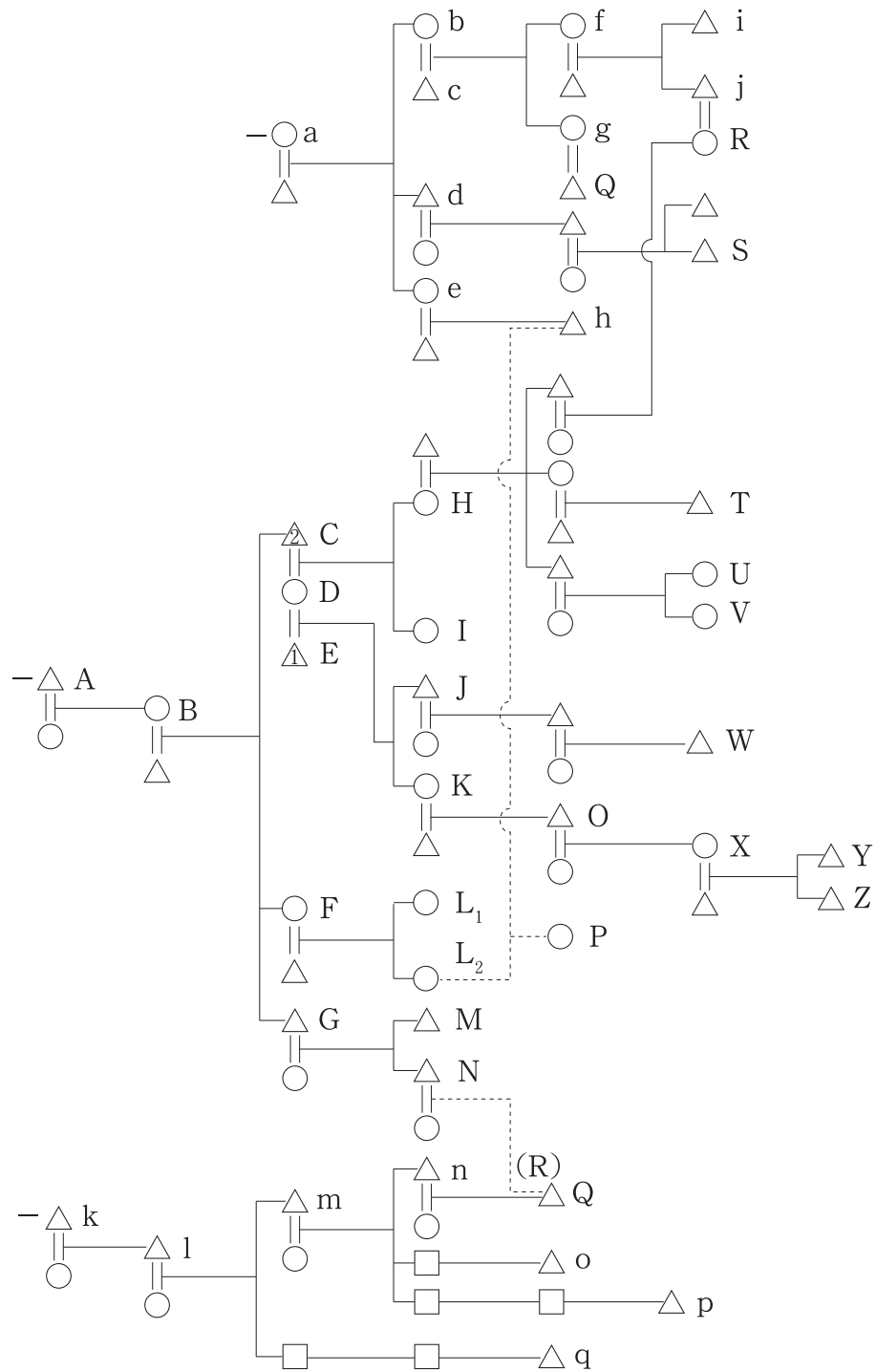
A が管理・統制していた土地は彼の死後、娘の B とその夫が管理し、B の死後は息子の G と娘の F が、G の死後は F 一人が管理していた。F の死後は彼女の 2 人の娘 L1 と L2 の所有となった。この二人の死後は L2 の養子 P のものとなった。

h は L2 に養取されたが後に実方に戻り、実方のオジ *d* とともに OPH の土地を使用している。*j* はこの土地を自分のものだと言い、彼と妻とで管理しているが、*h* は、この土地は I の所有地であり *j* と妻は単に土地を使用しているだけだと思っている。

一方、OPH の開祖の子孫のひとり *p* も、この土地は彼の祖先が *j* の祖先 *a* に与えたもので、それを Y の祖先が使わせてもらっただけで所有権を得たのではない、という。

最後に *j* の妻 R が証言台に立った。R は C の曾孫である。彼女が祖先から聞いていることは、C

コロニアル期西ポリネシア島嶼社会の土地紛争



△ 男 ○ 女 || 婚姻関係 ⋮ 養取関係 (R) 登録養子 (iii.) 非嫡出子
 ①, △ は配偶者の婚姻順を示す

* 系図には審理に登場せず言及もされていない兄弟姉妹はほぼ省略した。

系図 I

がjの父祖に家を建てる場所をOPHの一部に欲しかったと頼んだことである。内陸部から来たCにとり、海岸に近く、給水にも便利だからだ。Cはこの地で土地の女Dと結婚した。Cは土地の利用権が認められただけで恒久的な所有権が得られたわけではないことを認めていたという。

上記のような意見陳述にもとづいて判事 McCarthy は次のような裁定を下した。ニウエの土地法廷で初めての大きな係争であり、判事は丁寧に判決文を書いている。以下にそれを要約する。

このケースでは当該地区の所有権に関して多大な混乱があり、容易に解決できるものではない。しかし当法廷はこの混乱について当事者たちを一方的に非難するつもりはない。ただし、もう少し早くこの争論の内容を把握していれば *magafaoa* の長老たちの証言や事実、記憶の提示によりこれほどの混乱は避け得たであろう。残念である。

今回のケースは申立人jがニウエ島を長期間、離れていたことが状況をより困難にしている。今後も同様のケースが起り得ることは明白である。また今回のケースでは事実が明瞭にできないものや誤った陳述等さまざまな証言があった。しかしこれは避けたいことだ。たとえ真実が歴然と示されなくとも、裁判所はそこから信憑性のありそうなことを見出し、それに基づいて判断するつもりだ。

今回はRの語った話にも最も信憑性があると裁判所は判断した。彼女の話には真実と思われることが随所にこめられているからだ。そしてそれは誰かに教唆されて語ったものではない。

「Rが正当な権利申立人のようだが…」と法廷が示唆した時、直ちに「実はそうだ」と彼女は応じた。Qもさまざま述べた後によりやく彼女が正当な権利をもつ立場にあることを認めた。一方、夫のjは、妻のRが正当な権利申立人ではないか、といわれて怒りをあらわにした。

Rは話の中で当地区はjの曾祖父母が彼女の曾祖父Cに与えたものだとして述べている。Cはその地に住み、そこで死んだ（墓地もその地にある）ことも述べられた。彼の死は恐らく1906年頃と推測され、この土地の相続に関する争論の記録はないが、OPHの権利がjの祖先からCへ確かに委譲されたことは否定できない。事実、jもそれを認めている。ただし土地は使用権のみの委譲であり、所有権が移行したのではない。

jはRが法廷で証言する時、彼女が真実を述べようとするのを阻止した。彼女はその後、話を少し変えた。OPH地区がCに所有権ではなく使用権が与えられたのだというjの言い出した示唆に彼女は同意したのだ。彼は妻にそう言うように強いたが、このことは当然、jによる証人の証言への妨害となり、本来なら法廷侮辱罪で彼は有罪となる。しかし島の人々は法廷の手続きに不慣れであるからこの一事をもって訴えられることはないであろう。ただし、本来、証人がひとたび法廷で宣言をしたら、その証人は法廷の権限の下に置かれ、正式な審問以外の如何なる方法によっても妨害してはならない。このことを人々が理解するのに良い機会であった。jが行ったようなことは今後、二度と起こらないことを願う。もし起こしたら法廷は違反者に対して何らかの行動を起こすであろう。jが証人の証言を制止した時、自分の提訴した訴訟に対して自ら妨害したことになり、それはとりもなおさず自分自身の権利請求に何らかの疑念を挟んだことになる。

Rは証言の最初の部分は率直に話してくれたと法廷は信ずる。この話のなかでQもjも認めたこの部分にこの判決は基づいている。従ってjの要求が全く無視されたわけではない。Cの家系の子孫が途絶えたらその土地は元の所有者つまりjやiの家系に返還されるのである。

現時点ではjはこの土地を所有できない。理由はaからCへの贈り物であったこと、そし

てこの贈り物への権利はCの生存している子孫がいる限り有効であると法廷は考えるからである。Cの子孫のRがいる。彼女の系統が挑戦も妨害もされずにこの土地を使う権利がある。

Yの主張については、長年、誰からも妨害されずにこの土地を利用してきたようだが、判決ではこの土地はCへの贈与地であり、Yには権利はないと考え、却下する。Cの系統からこの土地が手放された時には元の所有者であるaの子孫の家系に戻るだけである。

このケースで境界線に関する認識の不一致が審議の途中で持ち出されたことは遺憾である。土地区画の測量を予め行った時に立会い、反対の意思表示をしなかった当事者の一人が後になって法廷で異論を呈し、混乱をもたらした。法廷はこのようなことを認めることはできない。図面作成の段階で主張すべきだったのだ。今回は作成された図面に基づいて行った。

本来は関わる *magafaoa* が一堂に会して話し合い、納得し合った上で土地に関する争論を解決すべきである。両者が話し合いで解決できなければ法廷が介入して所有権者とその取り分を裁定するであろう。

1941年12月19日

判事 McCarthy

判事はRに対してOPHの使用権を認め、Cの他の子孫との話し合いを指示した。その結果、RおよびCの子孫たち(U, T, V)に使用権を認める判決となった。

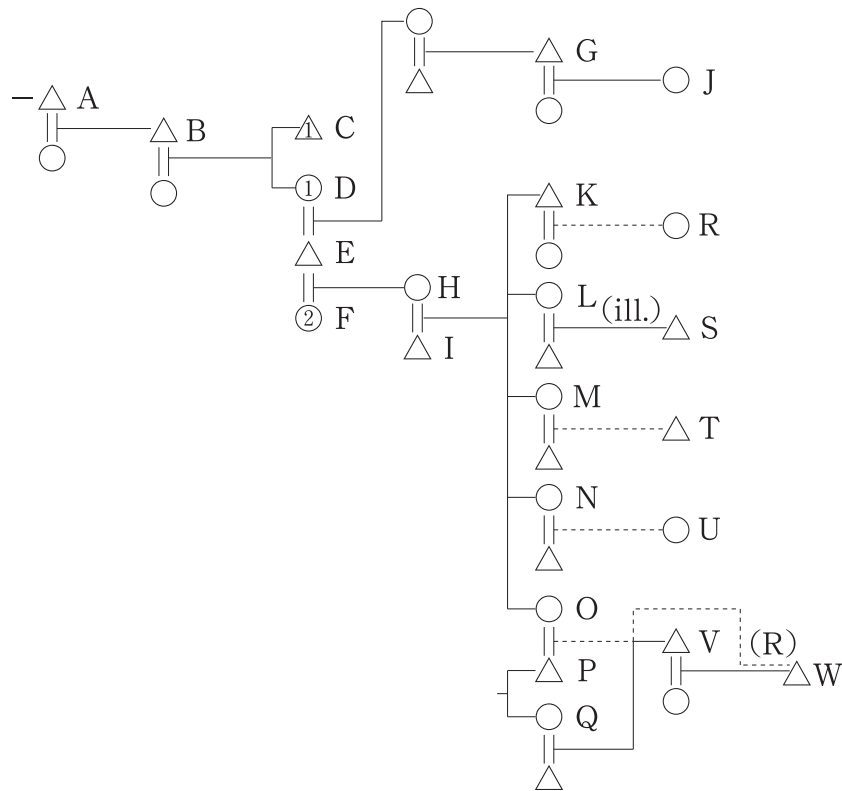
申立人と対立するX, Y, Zは敗訴したわけだが、何故彼らはこの地に正当な権利があると考えたのだろうか。彼らはCと再婚したDの先夫Eとの子、すなわちDの連れ子の子孫であり、Cの血縁の子孫ではないのでCの土地権を享受することはできない。しかし彼らはこの土地権が曾祖母Dを通して由来したものと考えてしまったのである。世代降下とともに権利が父方から来たものなのか母方からなのか混同しやすくなる。これは双系出自制の下で世代を越えて口頭で権利の所在・種類が伝えられてゆく社会でおこりやすい事象である。

この判決で注意すべき点はヨーロッパ人の土地使用権に関する解釈である。慣習法上は正統な親族以外へ贈られた土地の利用権は一代限りであり、贈られた当人の死とともに元の所有リネージへ返還されるのが原則である。しかしこの判決では当地の開祖であるkが当地積をaに贈り、aが一部を内陸部出身のCに贈ったことが証言された。kの子孫たちはこの時点で当地を使用していないし請求もしていないがゆえに判事はaに所有権があると判断したのであろう。一方、aからCへは使用権の移譲とみなしている。そして土地を贈られた者の子孫が生存する限り土地権は継承されると誤解し、判決を下した。

2) ALF村TKV地区の事例

このケースは本来、当該地区の土地所有者であった一族の子孫と、そこに婚入した男とその後妻の間の子どもの子孫、その系統のうち、系譜関係のない *magafaoa* から入った養子の間の三つ巴の対立による紛争を対象とするものである。

申立人V(男50歳)はこの区画の南側半分の権利を自分のものと主張する。ここには彼の現在居住する家屋があり、養母Oの母Hを通して彼に権利があるものと主張する。彼は祖母Hと1890年代にこの地と一緒に住んでいた。1908年にはこの地に養母Oと養父Pが建てた家があったが、この家を建てた時、反対も妨害もなかったという。1909年祖母Hが他界。この時彼女は遺言で「私が死んだらこの家が建っている土地はOのものである」と言ったと養父母からVは聞いている。彼女はこの土地の権利を娘Oに与えたのであり、Vはその土地の権利を主張しているのであ



系図II

る。

OのオイのS（「およそ65歳」と言う）もこの土地の権利を主張する。彼は *tupuna* はHであり、Oにも権利があるのを知っている。しかし、Vには権利はないという。その理由は2点あり、第一に、Vは養母Oの *magafaoa* 内からの養子ではない。AV村出身の養父Pの姉妹Qの実子であり、この土地の *tupuna* であるHとは血縁関係のない人間である。本来、そのような場合はVは養父側の *magafaoa* から土地を得るものであり、養母の *magafaoa* からは土地は得られないのが慣習だ。それも昨今、養子登録制度が始まってからは登録養子であれば法的には相続可能となったが、Vは古来からの慣習的養子であるから法的にも権利はない。Oはこの地に権利を持っているからOの生存中はVはこの地に住むことができる。しかしOの死後Vはこの地から出て行くべきである。この土地は *tupuna* であるHの生きている子孫のものである。Sは第二に、Vが土地利用の条件を満たしていないことを指摘する。VはTKV地区に恒常的に住んでいるのではない、ALFにやってきた時に住むだけだ。一方、Hの子孫であるSはこの地を耕作し、そこにある自分の家に住んでいることを強調する。

70代のOが証言する。TKVは以前、*tupuna* である母Hが所有しており、O自身もその地と一緒に住んでいた。その当時、彼女たちがTKV地区に住んでいることに対して他の人たちから苦情も不満も起こらなかった。Oは実子がなかったのでVを養子に迎えた。VはOの夫Pの姉妹の実子であり、O自身の血族ではない。彼を養子登録しようとしたのだが、その時、法廷から養子登録は家族の長として夫（父親）の名ですべきだと言われた。しかし夫婦はHの他界後20~30年経ったところから主にAV村の夫の土地に住み、時々、ALF村のTKV地区の家に住むようになったので、Vを夫の養子として登録すると慣習法に従ってTKV地区への権利を失うことになるから

登録するのを止めたという。そういうわけで V は、登録はしていないが、まぎれもなく自分自身の養子であると O は言う。S の母 L もこの地に住み、土地は分割せず、みなで平和にくらしていた。L の土地の一部に S が住み、O の土地の一部に V の家が建っているが、今までみなで争いごともなくやってきた。O は自分の死後は V が彼女の土地権を継承することを望んでいる。

J（「70 歳以上」という）はこの土地は TKV の開祖である A を *tupuna* とする *magafaoa* の土地であると断言する。彼女はその土地を耕作し、そこに住み続けてきた。本来、H には権利はない。H は、この土地の所有団体である *magafaoa* の D のところへ婚入してきた夫 E が、D の死後もこの地から出て行かず居座り続け、再婚した TMTG 村出身の後妻 F から生まれた子どもであり、その子孫ともども本来、この地に住む資格はない。D の血を分けた子孫がこの地に権利をもっているのである。といっても、我々は S や V をこの地から追い出そうとしてるわけではない。住み続けてもかまわない。しかし彼らには生前使用権しかない、と主張した。

J の証言に対して L、S はこの土地は祖父 E が先妻 D を通して得た土地であり、彼らに所有権があると主張した。

こうした証言に対して McCarthy 判事は、婚入した者（この場合は E）は妻 D の死後はこの土地を使用する権利を失い、ましてや再婚したらこの土地から即刻、出て行かねばならないという慣習法に無知であったのだろう。E と後妻 F の間の子孫 O、S 等が長年、当地を占拠してきた事実を重視して次のような判決を下した。

S も O も 3 世代にわたりこの地を使ってきた。現段階で追い出すのは公正ではない。ただし、この地の *tupuna* は H であると彼らは主張するが、もっと遡るはずだ。恐らく J のいうことが正しいであろう。しかしこの地区全体をこれ以上、精査しても真の *tupuna* が明らかになるとは思われない。従って S と（V の養母）O に 2 分の 1 ずつの権利を認める、というものであった。

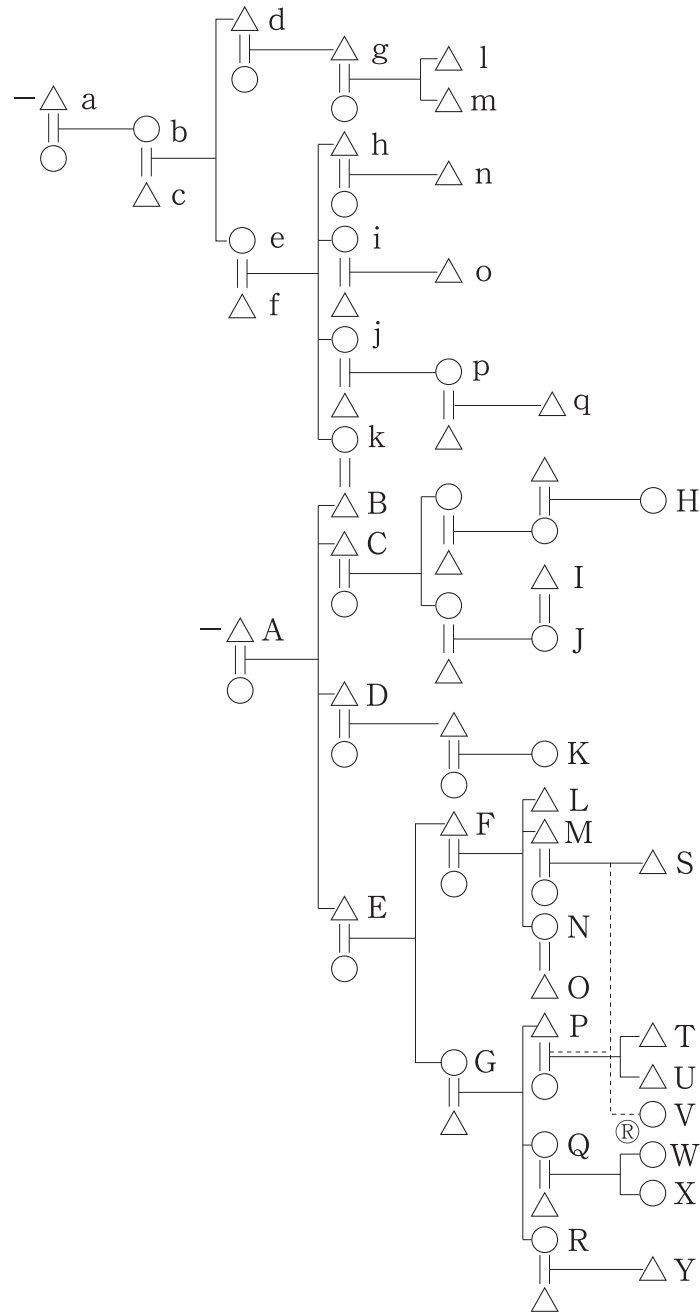
しかしこの判決には D の子孫たちが納得せず、20 年後に紛争が再燃することになる。

3) ALF 村 KVL 地区

ALF 村の北部、隣接する MKF 村との村境の地区である KVL 地区の第 24 区のうちの一區画（面積約 22 エーカー）に関する紛争である。境界線に関する村落間対立の様相を帯びているが、対立する当事者は ALF 村の一 *magafaoa* と MKF 村の一 *magafaoa* であり、両者による土地争いである。

申立人の一人である ALF 村の S（26 歳）は、養父 P の生前には彼とともにこの土地を子ども時代から使っている、という。当時は争いも妨害もなく、平和裏に使っていた。その地にココヤシを植えたのは彼の養父母である。ところが P が他界すると周囲からの妨害が始まり、今までに 2~3 回は提訴したが判決は出していない。法廷は判決が出るまでは当該地を使わぬようにと指示したにもかかわらず l と q はその地へ行ってココナツを採集している。S 自身はこの地で m たちが働いているのを見たことがない。q は S の養父の死後に使うようになり、9 年使っている、という。

第二の申立人 V（48 歳）は言う。この土地は彼女の *magafaoa* のもの、すなわち彼女の養親 P とその妻のものである。元来は *tupuna* である A のものであった。V の実親は養父 P の血縁つまり当該地所有 *magafaoa* の者ではなく、MTL 村出身の養母の親族だが、養子登録はなされている。KVL 地区の北境界線については養父から聞いている。この地区の東側、西側、北側の所有者からは一切、異議を唱えられたことはない。P の生存中、彼女は養父とともにこの地で働いた。MKF 側の人々はかつてその地を使ったことがなかった。P の死後、q が入って来て使うようになった。



系図III

Vはその頃までは牧師の夫とともにTP村に住んでいたが、たまたまALF村に移動したところだった。この時、qがこの土地を使っていた。彼は8年ぐらい使っていた。彼はVたちがその地を使うのを妨害している。qはMKF村の男でありこの地を使う権利はないのだから出て行ってほしい、とVは望んでいる。この地はALF村のものであるからだ。新しいココヤシを植えたのは彼女の養父Pだが、古いココヤシを植えたのはBだ。BはMKF村の女kと結婚してMKF村に住んだが、この夫婦はALF村のBの土地で耕作を続けた。Bがここへココヤシを植える時、妻とそのmagafaoaの人々、つまりMKF村の人々が手伝った。この土地はPの祖先から伝来したものであり、m等はこの地に権利をもたない。

申立人側の証人で NMKL 村の牧師である T も証言する。子どものころ父 P とともに KVL 地区を使っていた。父から北側境界線がどこかを聞いている。V が主張したのと同じである。そのころ MKF 村の人々がこの地で働いているのを見たことがない。この地には古いココヤシが数本あったが、土地は植えた MKF 村の人々のものではない。ALF 村のものだ。父 P もそう言っていた。彼の *magafaoa* の B が MKF 村の女 k と結婚してそちらへ住むようになった。その後、彼女の親族 (e, f) がこの地へ来てここを使うようになった。そういうことは昔からよくあることだ。以前は MKF 村の人々はこの土地のことを親から聞いて正しく認識していた。ある時、この土地で働いていた MKF 村の男が「この土地は使っているが、我々の土地であると権利を主張しているわけではない。MKF 村出身の、ALF 村の人の妻を通して使っているだけだ。土地はその ALF 村の男のものである」と言ったと父から聞いている。この土地の東側と西側の隣接地は ALF 村のもので、北側が MKF 村のものであると証言した。

前記証人の弟 U も証言する。彼は ALF 村の出身だが現在は MKF 村の牧師である。T が述べた通り、父 P の時代はこの土地をみなで平和に使っていた。しかし q 等 MKF 村の人々がこの土地を奪おうとしている、と言った。

J も証人として KVL 地区は ALF 村のものであり、以前は B とその兄の C が使っていた、と証言した。

MKF 村出身だが J と結婚して ALF 村に在住する I が証人として登場した。彼は KVL 地区の北側の MKF 側の土地の所有者である。彼も、KVL 地区は ALF 村の人のものであり、V のいう境界が正しいと主張する。さらに、q の親は、当該係争地ではない隣接する I の親の土地すら使おうとしたという。「その土地はずっと我々の祖先のみが使ってきたもので、q や m の祖先はそこで働いたことはない、我々の土地なのに」と証言した。

次に MKF 村の q が異議申立てをする。かれは自身の祖先 c を通してこの土地を得たと主張する。彼によると、子どものころからこの地で働いていたが、30 年ぐらい前に P がやって来て q が使うのを妨害した。そして争いが始まった。それは駐在弁務官 Luckman の時代で、この件は土地法廷に持ち込まれた。当時、法廷の現地判事でもあった ALF 村の巡査が MKF 村に有利な判決を下したことは承知している。それ以後、q はこの土地を使っているが、そもそもこの土地は MKF 村の人のものであり、法廷が介入する筋合いのものではない、と言う。さらに I の話は間違っていると主張する。係争地は q の曾祖母 e の子の一人が所有していた土地だ。B と結婚した女は e の夫 f の姉妹の子どもでこの土地の者ではない。彼女は q の祖先の権利の下に土地を使っていただけだ、と言った。この件は駐在弁務官 Cornwall の時代に法廷に提訴され、彼が裁定した。q の両親がその土地に P が植えた新しいココヤシを数本切り倒した件について言えば、Cornwall が、土地がココヤシを植えた者の所有ではない場合、切り倒すべきだと言った。P はココヤシを植えたが彼はこの土地の所有者ではなかった。だから切り倒されたのだ。古いココヤシを植えたのは q の *magafaoa* の d, o, e, j であった。この時の裁定は記録に残されていない。この土地は MKF 村の人々の土地である、と q は主張した。

続いて MKF 村の m が証言した。彼の祖父 d もその姉妹の e もこの土地に住んでいた。その土地は彼らの父 c から伝来したもので MKF 村のものに間違いはない。P の時代に q との間に争論はあったが q が追い出されたということは聞いたことがない、と言う。h の息子の n の証言によると、h の時代に KVL 地区のことでもめ事があった。n はその土地を両親と使っていたがそれは彼らの所有地であった。正確な境界も彼らから聞いている。また、P がココヤシを植えたが、h と n はそれを引き抜いた。P は引き抜かぬよう、ココヤシをそのままにしてその地を使うように頼んだ、と聞

いている。h がその土地の権利を持っていたから頼んだのだ。P が h に土地を使う権利を与えたわけではない。土地の所有者は h なのだから。

MKF 村在住の l の証言。彼は 60 年間 MKF 村に住む。ほぼ 85 歳であるという。彼によると、この土地は MKF 村の a から由来するものだという。彼は 10 回結婚し、子どもは数人いる。広大な土地を支配していた。サモアに渡ってキリスト教をニウエ島に伝えた Peniamina の父親でもある。この土地は a の娘 b から由来するものであり、その夫の c から来るものではない。いずれにせよ MKF 村の人々の祖先のものであった。ALF 村の人々は MKF 村の人の権限の下にこの地で働いていたのであり、MKF 村のものであった。1870 年に ALF 村の D と TP 村の牧師がこの地にやって来て、MKF 村と ALF 村の境界線を定めたが、その後、q と l が改めて境界を設定した。その日、北側の所有者 I に出会ったので、どこに行くのかと尋ねると、KVL の境界決定に立会いに行く、正しい境界線ではないのだが、以前の通りにしておくと言った、と証言した。

以上の証言に対して判事は以下のように判決を下した。

このケースの争点となった土地は MKF 村と ALF 村の境界に位置する一画である。これを ALF 村の V が権利を主張するのに対して MKF 村の q と m が共同で反対している。いわば二つの村の境界線をめぐる対立でもある。

q は、その土地は彼らの祖先 c のものであったという。しかし c がその付近に土地をもっていたという証拠はない。したがってこの 22 エーカーという小片の土地に彼が権利をもっていたとは考えにくい。一方、MKF 村側の証人の一人である l は、創始祖先は c の妻の b であるという。もう一人の MKF 村の証人 m は、ほぼ q を支持して c だと言ったものの、係争地の東側と西側の土地区画については知識がなかった。

l の証言に注目すると、彼は初め、自身を d の子孫として権利を主張し、最終的には権利を放棄して係争地は q に権利があることを認めたが、境界線に関して興味深い事実を語っている。彼はその土地の測量に立会いに行く時、I に会った。「どこに行くのか」と尋ねると、彼は「測量士にこの区画の北側境界線を教えにゆくのだ、MKF 村の人々が以前、印した境界線は本当は違うが、彼らにとって有利なようにしておく」と言ったという。l は、I が MKF 村の人々が印した境界線が正しいものではないと語ったことを認めているのだ。この証言は q に対立する ALF 村側を有利にした。

一方、ALF 村の V の証言によると、この土地は A から由来するものであると彼女の養父 P が彼女に教えている。そして彼の生存中は土地に関して何のトラブルもなかったが、彼の死後、MKF 村の人々が村境は KVL の北側であるにもかかわらずこの土地に侵犯してきたという。

V によるとこの侵犯は ALF 村の男 B が MKF 村の女と結婚したことがきっかけであった。この女は夫と共にこの地にやって来たが、自身の *magafaoa* の人々をも連れて来て土地の開墾や植栽を手伝わせた。こうして MKF 村の人々がこの地を使い始めた、という。P のもう一人の養子 S もその地は V に使用权と使用実績があることを認めており、P の生存中は土地のトラブルはなかったことを証言している。

P の実子 T はこの土地に関して V よりも完璧なことを証言した。彼は P とともにこの土地で働いていたのでよりよく知っている。彼は、この地で働く q を見なかったか、と訊かれて、P の生存中は全く見かけなかった、と言った。これに加えて U, J, I 等による証言は全て V の証言の正当性を確認するものだ。I は MKF 村の男で、KVL 地区の北側の土地の権利をも

つ。彼が、V が主張する KVL 地区の北側境界を確認する時に測量検分に立ち会った、正しい境界を知る唯一の人物である。

以上、この土地 KVL 第 22 区画に関して申立人 V の主張と異議申立人 q の主張は食い違っているが、それぞれの *magafaoa* の人々の証言から前者がより強力に支持し得るものである。それに加えて中立的な証人、さらに異議申立人 q の側の証人の部分的な支持もある。

したがって法廷は V の言い分を採択し、係争中の土地は ALF 村側のものとし、MKF 村側の人々の権利主張はすべて却下する。

1941 年 10 月 3 日

判事 McCarthy

この事例は ALF 村と MKF 村の境界線をはさんで接している二つの *magafaoa* (仮に I と II とする) が中間区域に対する所有権をめぐる争ったものである。どちらも土地利用については長年の実績があり、しばしば相互に妨害を引き起こしていた。紛争の原因になったのは *magafaoa* I の男が *magafaoa* II の女と結婚し、夫婦は妻方居住とする一方で耕作地を夫方の土地としたことである。居住地と労働の地のねじれとでも言おうか。そしてそれは世代降下にともない口頭伝承されてゆく中で *magafaoa* I の人々は記憶していたものの、*magafaoa* II の人々は ALF 村の *magafaoa* I の男が居住地、耕作地ともども MKF 村へ婚入してきたものと思い込んで伝えられた結果、起こった紛争である。

4) AV 村 MH 地区の事例

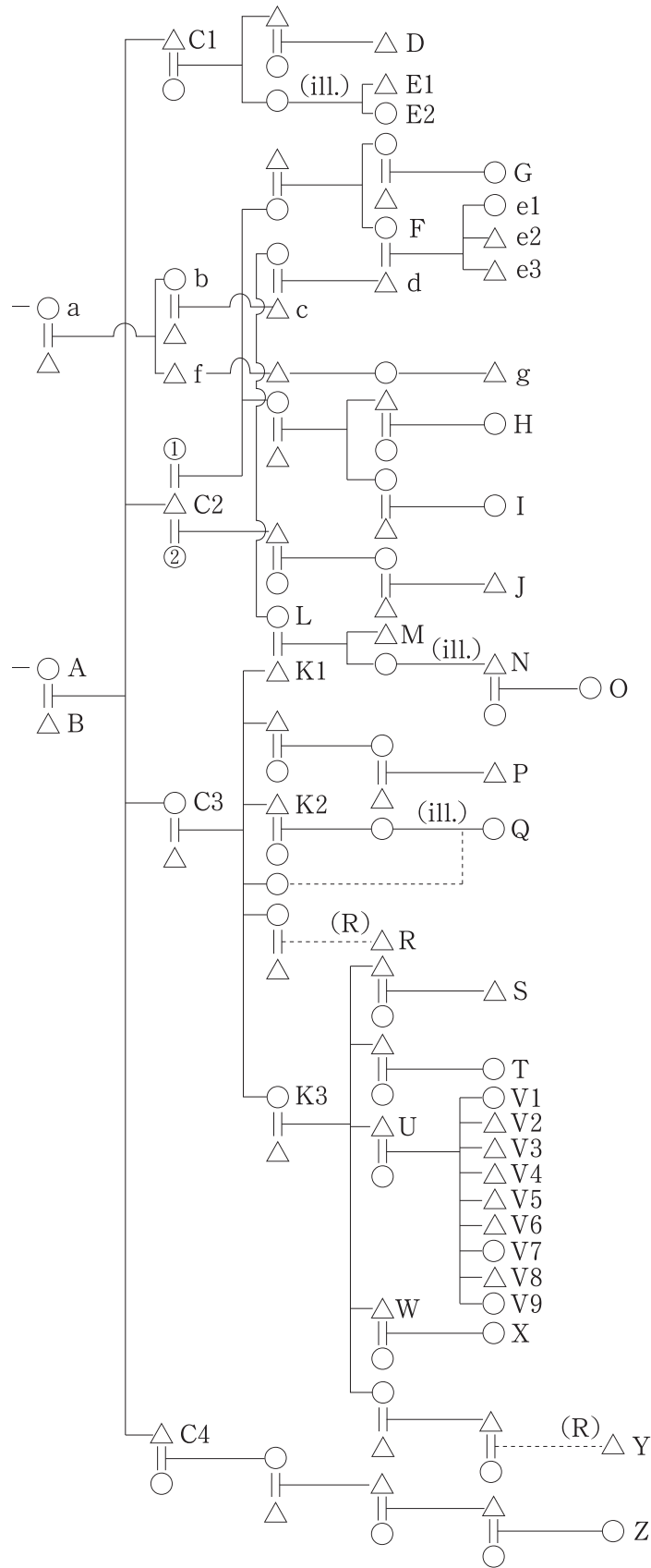
島の中心的村落 ALF 村からおよそ 7 キロ南方に位置する村落 AV 村における係争で、海岸線から島の外周道路をはさんだ内陸部にいたる地区のおよそ 6 エーカーほどの海岸沿いの区域をめぐる争論である。

申立人 D と一族の Q はこの地積に対する権利を主張する。当該地区に現に家を構えて居住する e1 や e3 がこの地を自分たちの土地であると主張し、その土地の一部に食い込んで自宅を新築しようとしている D に抗議してきたからである。

D は、今は本人も親もこの土地を使っていないが、祖父の C1 を通して権利があり、Q の曾祖母であり養母の母の C3 は C1 のキョーダイなので両者共通の祖先である A を *tupuna* とする当該保有地に権利をもつと考える。

一方、異議申立人の e1, e3 キョーダイは当地の真の所有者は、彼らの *tupuna* である b から彼女の息子 c を通してこの土地に権利をもつ彼らの *magafaoa* であって、申立人の *tupuna* である A の子孫は血縁関係にもとづいた正当な権利はないと主張する。さらにこの土地を使用してきたのは申立人の *magafaoa* ではなく彼らの *magafaoa* である、と真正な *tupuna* との血縁関係のみならず土地の実行使用の実績をもって自分たちの正統性を主張する。そして申立人サイドの *magafaoa* に属する K1 とその息子 M が当地積内に居住していることについては、「彼らはよそ者であり、真の所有者である我々の権限の下にこの地にいることが許されている」と主張する。

これに対して申立人の Q は、この付近一帯の地積は元来、B を *tupuna* とするその子孫の *magafaoa* が使っていた。B の孫 K1 が L と結婚すると彼女の姉妹もこの地にやって来た。彼女と結婚してこの地に入って来たのが c である。c もその妻もこの地に権利をもっていなかったが彼らの息子 d がこの地に権利をもつ女 F と結婚したために彼らの子どもたちである e1, e2, e3 は母方の血縁を通してこの地に権利をもつのだ。しかし B の子 C2 を *tupuna* とする *magafaoa* の子孫で



系图IV

ある F は道路より内陸側の土地に権利を持つ。したがって異議申立人たちには内陸側に戻ってもらいたい、と要求する。

さらに続けて、A の子どものうち C2 は内陸側に、他の子どもは海側に権利を得たので、その子孫たちは海側あるいは内陸側に権利を保有している。したがって申立人 Q の祖父 K2 は海側の土地を使っていた。その頃、異議申立人たちの父 d が、本来、内陸側に権利をもっているにもかかわらず海側の土地に豚囲いを建てたので、K2 がただちにそれを打ち壊した。それについて K2 に反対あるいは抵抗した者はいなかった。それはこの土地が K2 のものであり彼に権限があることを証するものである。また K2 がこの地にココヤシを植えた時もそれについて何の苦情も出なかった。この事もこの土地が彼に権利があることを示すものである、と申し立てた。

このように両陣営は互いにこの土地を所有するのは自分たちの *magafaoa* であり、相手の *magafaoa* を一時的利用団体であって正当な永続的権利はないと決めつけている。

ここに K1 の息子である老齢の M (70 歳以上という) が証人として登場し、本来、申立人側の親族であるにもかかわらず当該地積の *tupuna* は b であり、自分も含めた申立人側こそがこの地のよそ者であってこの地の *tupuna* との血縁関係から由来する権利はもたないと主張した。申立人等の *magafaoa* は b の息子 c を通じてこの地に来て彼の権限の下にこの地を使用するようになったのだという。

申立人 D の祖父 C1 は A の子どもだがキョーダイが多く、また彼らの子孫も数多い。つまり A を *tupuna* とする一族は子孫が繁栄し、大きな *magafaoa* をなして今日に至っている。その中から 2 人の申立人以外に V6, M, V4, P 等がこの土地の *tupuna* は A であると第 1 回ヒアリングで証言した。

一方、b をこの地の *tupuna* と主張する *magafaoa* は c の子孫のみから成り、e1, e2, e3 の 3 キョーダイが応戦したが劣勢であった。彼らは証人の追加を希望し、法廷は継続審議とした。第 2 回のヒアリングには異議申立人が数人の証人を追加して臨んだ。そのうちの一人、高齡の g は b の兄弟 f の子孫だが係争地 MH 地区に直接の利害関係はなく、しかもこの地に住んだ先祖たちのことをよく記憶していた。

彼は、当該地の本来の *tupuna* は a であると明言する。a は異議申立人側の *tupuna* である b の母親である。g の見聞によると、b の母 a とその夫がキリスト教伝来の時代から当地を占有しており、A とその夫は彼らとの親交によってこの地の利用を許された。したがって a の子孫たち (すなわち異議申立人側) がこの地の正統な所有者で、A の子孫である申立人側は彼らの厚意でこの地を利用しているのであるという。加えて g は b のキョーダイやその子どもがかつてはこの地に住んでいたことも述べた。

以上、土地法廷では当該地積の真の所有団体は A を *tupuna* とする申立人側の *magafaoa* なのか、それとも a を *tupuna* とする異議申立人側の *magafaoa* なのかを判定する証拠は得られなかった。しかし第 2 回ヒアリングでは証人たちにより以前は争い事もなくみな平和裏に当地に住んでいたこと、またこの係争を通じて相手の *magafaoa* を故意に追い出すことを望んでいるわけではない、ということを確認し合った。そして申立人側と異議申立人側は係争地 MH 地区の所有集団にそれぞれ異なる *tupuna* を冠しているが、異議申立人達は母方を通してみたら申立人の *tupuna* とも血縁

関係があり、彼らはみな同じ *magafaoa* であると認識し合った。そして最終的には平和な雰囲気の中で双方が握手をして審理は終了した。結審では申立人、異議申立人の両サイドの人々に当該地積への権利が認められた。

MH 地区のこの事例の争点は、本来血縁関係のない二つの *magafaoa* がそれぞれ自らの *tupuna* がこの地の開祖であり、相手の *magafaoa* は自らの *tupuna* の厚意によってこの地に入って来たよそ者であるから土地権は自らの *magafaoa* にあると主張している点である。

この社会ではポリネシア社会一般に見られるように当該土地の開祖を *tupuna* とするリネージとの血縁関係にもとづく権利 (blood right) および土地利用 (occupation すなわちその地に住むばかりでなく clearing, planting, cleaning によってその土地に働きかける実効使用) が土地権認定の重要な要素である。しかしこの事例では前者にもとづく正統性の議論が前面に出て土地使用論議は影が薄い。occupation は一土地所有団体である *magafaoa* の中の土地争いで見られる *tupuna* の恣意的な上下移動で土地占有権を主張する時に重要な指標となるのであって、血縁関係の認められない集団どうしが土地争いをする場合には blood right が第一義的な指標とされると言えよう。

血縁関係に基づいた土地権は、祖父母、両親、オジ・オバから子どもへ口頭で伝えられる。その際、双系出自制で居住規制が双処居住制であるこの社会では誤りが生じやすい。例えば母、祖母の土地権を父、祖父のそれとして伝えてしまうことがあるし、その逆もある。口頭伝承によって生ずる事実の勘違いや曖昧化が紛争の種となるようだ。

この事例において二つの *magafaoa* がそれぞれの *tupuna* を当地の開祖であると主張しているが、どちらが事実なのか不明である。どちらかが正しいと仮定してなぜ誤解が生じたのか考えてみる。

まず申立人サイドの言い分が正しく、彼らの共祖の A を *tupuna* とする土地であったとすると、何故異議申立人サイドはこの土地を彼らの土地と考えたのであろうか。それは異議申立人たちがその土地を父方から継承したのと考えていたからである (父方 *magafaoa* の *tupuna* は a)。もし母方から継承したと考えていれば、この場合は同一 *magafaoa* に属することになるから紛争には至らない。

第二に異議申立人側の言い分が正しく、事実は彼らの共祖の a がこの土地の *tupuna* であったとしたら、何故、申立人たちはこの土地を自分たちのものと誤解したのか。それは異議申立人側の祖先 c が妻の姉妹の夫 K1 に厚意から土地の利用を認めたことが発端だったと考えられる。世代降下とともにその事実が blood right による土地権と誤って伝承され、彼らの *tupuna* を開祖と考えるようになったと推察される。

A を *tupuna* とする一族は多産で子孫繁栄の大集団を成している。プレ・コロニアル期から無階層社会であったこの社会では一般に員数の多い大きな *magafaoa* が政治的に優勢である。キリスト教化以前は土地争奪や土地紛争は戦争によって処理、解決されていた。すなわち優勢集団ほど多くの土地を手に入れる機会が多かった。コロニアル期には戦争に代わって土地法廷で紛争が処理されるようになったが、大 *magafaoa* ほど多くの証人を法廷に送り込み、自分たちに有利な証言を引き出すことができる。法廷処理をするようになってからも大規模な *magafaoa* が多くの土地を保有できるメカニズムが続いていたと考えられる。慣習的土地制度の下では大 *magafaoa* ほど多くの土地を保有し、婚後の居住地変更や養取により、より多くの土地をもつ集団に人が移籍するなど土地と人間との柔軟な関係が特徴的だが、コロニアル期の土地法廷において争われた事例においても大

magafaoa の政治的優位性が依然として見られる。

(以下, 次号)

註および文献

- (1) 1995年～1996年現在, ニウエ政府管理下で土地法廷が保管している Niue Land Court Minute Books を資料とした。閲覧するにあたり便宜をはかってくださった同島の前首相ヴィヴィアニ氏と係官のシシケフ氏に心から感謝いたします。
- (2) Crocombe, R. G. (1973) *The Registration of Customary Land: The Relevance of the Niue Experiment Elsewhere in the Pacific*. [Alexander Turnbull Library MS-Papers-6717-095].
Crocombe, R. G. (1987) *Land Tenure in the Pacific*. USP.
Kalauni, S. (1956) *Enquiries as to Native Custom*. [Transcript, Niue Land Committee].
- (3) Kalauni, S. et als. (1977) *Land Tenure in Niue*. USP.
McEwen, J. M. (1968) *Report on Land Tenure in Niue, Presented to the House of Representatives by Leave*, Wellington.